

# 国民健康保険税の 軽減対象世帯を拡大

6月市議会定例会は、6月9日から21日までの13日間の会期で開き、議案16件を審議しました。国民健康保険税条例の一部改正など、主な内容をお知らせします。

6月定例会  
議案

## 条例の改正

### ●市税条例等の一部改正

#### (第35号議案)

地方税法の改正に伴い、3つの税の改正をしました。個人市民税は、配偶者特別控除について各所得控除額の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げる改正、配偶者控除・配偶者特別控除について納税者本人の所得による制限がなされる改正がされ、「控除対象配偶者」の定義が変わり、「同一生計配偶者」に名称変更されました。また、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税軽

減措置を平成32年度まで延長しました。

固定資産税は、家庭的保育事業に用いる家屋や市民緑地に用いる土地などが課税標準の特例措置（わがまち特例）の対象となり、課税標準額が軽減されました。軽自動車税は、自動車取得税の廃止に伴い、環境性能割を創設しました。また、燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例を31年度まで延長しました。

#### ●総務委員会での主な質疑

問 配偶者特別控除の上限引き上げによる市民税の減収はどれくらいになるか。  
また、納税義務者の所得が1千万円を超えるると控除が受けられなくなるが、そ

の影響による増収はどれくらいになるか。

答 28年度の賦課状況から試算した場合、上限引き上げにより新たに配偶者特別控除を受けることができるようになる方は3千4百人、約5億円が控除されて、市民税は約3千万円の減収となります。

また、1千万円を超える所得制限の影響を受ける方は268人で、約1億円の控除がなくなり、市民税は約6百万円の増収となります。

す。  
差し引きすると、約2千4百万円の減収が見込まれ



## 6月定例会の日程

- 9日 本会議  
〔会期の決定、諸般の報告、議案説明、質疑、討論、採決、一般質問など〕
- 12日 本会議〔一般質問〕
- 13日 本会議〔一般質問〕
- 14日 総務委員会
- 15日 経済委員会
- 16日 文教委員会
- 21日 本会議  
〔委員長報告、質疑、討論、採決など〕

## 陳情

- 竹島水族館の新築・建て替えに関する陳情書  
提出者 山口 里美 氏 ほか1,198名  
審査結果 聞きおく
- 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情  
提出者 幸福実現党愛知県本部  
代表 中根 ひろみ 氏  
審査結果 不採択
- 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書  
提出者 春の自治体キャラバン実行委員会  
代表 樽松 佐一 氏  
審査結果 不採択